

安芸市水道事業経営審議会会長 様

安芸市長 横山 幾夫



水道料金の改定について（諮問）

このことについて、安芸市水道事業経営審議会条例第 1 条の規定に基づき設置された貴審議会に、下記の事項について諮問いたしますので、ご審議いただきますようお願いいたします。

記

1 諮問事項

水道料金の改定について

- (1) 料金改定（使用料（基本料金、超過料金）、量水器使用料）
- (2) 用途別料金の見直し（営業用・団体用・共用栓を廃止して、浴場用を新設）
- (3) 新設分担金制度の新設

2 諮問の趣旨

安芸市の水道事業は、昭和 27 年に創設され拡張事業を経て、平成 30 年末現在給水件数 8,465 件、給水人口 16,663 人、年間有収水量 1,988,006 m³となっております。また、平成 30 年末には、簡易水道事業は全て上水道事業に統合されております。

水道事業経営においては、収益的収支は黒字経営を続けており、現時点では概ね良好であると言えますが、今後の人口減少等による収益の減少や、南海トラフ地震対策での新水源構築や老朽施設・管路の更新等のための費用の増大が見込まれ、経営状況は厳しくなると予想されます。

令和 2 年 3 月に策定しました安芸市水道事業経営戦略に基づく投資財政計画で見ると、平成 11 年 4 月に改定し、それ以降据え置いている現行の料金体系（消費税の改定によるものを除く）では、収益的収支は令和 7 年度から赤字に転落し、持続可能な経営が成り立たないことが明らかとなっております。

以上のことを踏まえ、持続可能な水道事業経営を行い、市民生活にとって欠かすことのできない水の安定供給を確保するためには、管理コストの削減や更なる有収率の向上に努めることとともに、早期の水道料金改定により経営基盤の強化を図ることが必要不可欠であると考えられます。

このため、水道料金改定について、貴審議会のご意見を賜りたく諮問するところであります。